

西東京市はいま 16

西東京市文化・スポーツ振興財団

財団の設立経緯

西東京市文化・スポーツ振興財団は、市の合併に伴い保谷市文化・スポーツ振興財団が名称変更した財団で、平成10年3月に設立されました。

設立理由には、従前から行政的管理運営手法では、文化・スポーツ分野において多様化した市民のニーズに対応したサービスマス提供が難しくなってきたことが挙げられています。

このため、市からの出資を根幹とした財政基盤を保ちながら、民間の自由な経営方針を取り入れた財団を設立しました。市からの出資金(出捐金)は7億円で、この資金から生じる利息(果実)を、財団の事業資金の一部としているものです。

財団の目的

この財団の設立目的は、

「個性豊かな地域文化の創造と、スポーツおよびレクリエーション活動の促進を図ることにより、地域社会における潤いと活力に満ちた市民文化の形成につとめる。」ことにあります。この目的を達成するために、

文化・スポーツおよびレクリエーションの振興を図るための事業
文化・スポーツ活動の奨励・普及および団体を育成するための事業
文化・スポーツ情報の収集および提供のための事業
市から受託する文化・スポーツ施設の管理運営のための事業
等を行っています。

財団事業のあらまし

事実上の合併新年度に当たる平成13年度は、この財団の田無地域での認知度を高めることを目的としました。文化事業では、出張コン

サートとして田無庁舎・アスタ等でランチタイムコンサートを、スポーツ事業では、市民総合体育館で各種体操教室を行い、いずれも好評を得ました。

文化事業では、従来の音楽・演劇・ワークショップ事業等をより充実し、コンサート等でも、ただ聴くだけでなく、市民参加ができるように特色を出しました。

例えば、デュークエイセスのコンサートでは、50人の参加者を集め、デュークエイセスと共にステージで合唱をして、参加者から特段の評価を受けました。

スポーツ事業では、少年野球大会・ロードレース大会・スポーツフェスティバル・各種スポーツ教室等を開催し、その充実に努めました。

また、障害を持つ方が積極的に参加できる事業に取り組み、今後も各教室への参加を、積極的に受け入れる方向で取り組んでいます。

課題と今後の事業展開

現在、財団は旧保谷市の

文化・スポーツ施設を管理運営しています。旧田無市の施設の管理運営については、その施設の設置目的や事業を展開するための施設の構造上・機能上・性格上の問題等の課題が残されています。

各種事業展開については、全地域を視野に入れることが課題となつています。また、今後は、財団と行政の役割分担、連携等の検討に加え、広く市民ニーズに合った事業展開をしていくことが望ましいと考えられています。

これらの課題については、財団の目的を踏まえ、財団がより活用されるよう検討を加えているところであります。

文化・スポーツ事業を通して地域社会に潤いと活力を与えるため、財団が自主的な努力をしながら事業を展開するとともに、市としても、市民の期待に応える財団に育てていきたいと考えています。

生活文化課(☎内線1425)

お知らせ

選挙人名簿登録者(定時登録)数確定

選挙人名簿の登録は、年4回、3月・6月・9月・12月に登録する定時登録と、選挙のつど行われる選挙時登録があります。6月2日の定時登録者数が確定したので、お知らせします。

登録者数は、男性7万3千30人、女性7万4千304人、計14万7千334人です。平成14年3月2日の定時登録者数と比較すると、男性196人増、女性140人増、計336人増加しています。

なお、定時登録の要件は、次のとおりです。

- 日本国民であること
- 昭和57年6月2日以前に生まれた方
- 平成14年6月1日現在、引き続き3か月以上西東京市に

居住している方(他区市町村から転入された方は、平成14年3月1日までに西東京市の住民基本台帳に記載された方)

また、次の資格を有する方が、在外選挙人名簿に登録されました。

- 在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと
- 登録申請時に満20歳以上であること
- 日本国民であること
- 在外選挙人名簿の登録の申



請に申し、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有する方

平成14年6月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性94人、女性82人、計176人です。

選挙管理委員会事務局(☎内線211)

市民会館・「コールド無」の施設が利用できる日

- 市民会館 公会堂：平成15年1月5日(日)・31日(金)
- 全日 公会堂・和室・第1会議室：2月1日(土)・2日(日) 全日
- コールド無 会議室A・B：9月10日(火)午後1時～5時・平成15年1月28日(火)午後1時～5時
- 市民会館(☎63・5381)・コールド無(☎69・5006)

老人保健で医療を受けている方へ

交通事故等にあつたら、交通事故等、第三者(加害者)の行為によつてけがをした場合でも、届け出により老人保健で治療を受けられ、一時立て替えて支払い、後日加害者に費用を請求します。ただし、加害者から治療費を受け取っていると老人保健は使えなくなる場合があります。ご注意ください。

届け出 交通事故にあつたら警察に届け出て、「事故証明書」をもらいます。

老人保健で治療を受けるときは、高齢福祉課医療助成係へ、「第三者行為による傷病届」の申請書が必要となります。(申請書は市の担当窓口にあります。)

私立幼稚園(類似施設等を含む)園児の保護者の方へ

「負担軽減事業補助金」・「就園奨励費補助金」の申請をお忘れなく、対象 西東京市に住民登録または外国人登録を有する、3～5歳児(平成8年4月2日～平成11年4月1日に生まれた幼児)を通園させている保護者および、満3歳に達した時点で翌年度の4月を待たずに通園させる保護者



補助金額 下表のとおり

申請方法 市内の幼稚園等に通園の場合：幼稚園等から配布される「補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、指定された日までに幼稚園等へ提出

市外の幼稚園等に通園の場合：「補助金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、6月24日(月)～28日(金)午前9時～午後5時に、印鑑を持参し、子育て支援課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)へ

14年1月2日以降に西東京市に転入の方は、平成14年度課税証明書が必要です。

保護者負担軽減補助金は、各保護者の銀行等の口座に振り込みます。なお、口座名義が申請書と異なる場合は、委任状が必要となります。

受付期間中に申請できない方、その後に入園を予定している方は、直接子育て支援課に申請してください。前年以降に海外から帰国した方は、子育て支援課へ連絡してください。

高齡福祉課(☎内線2336)

保護者負担軽減補助金限度額(月額)

補助対象世帯(市民税の課税状況)	私立幼稚園	無認可施設
生活保護を受けている世帯・市民税が非課税の世帯	11,400円	5,200円
市民税の所得割額が年間で8,800円以下の世帯	9,700円	5,200円
市民税の所得割額が年間で102,100円以下の世帯	8,700円	5,200円
市民税の所得割額が年間で140,000円以下の世帯	8,700円	5,200円
市民税の所得割額が年間で140,000円を越える世帯	5,200円	5,200円

就園奨励費補助金限度額(年額)

補助対象世帯(市民税の課税状況)	私立幼稚園	類似施設
生活保護を受けている世帯・市民税が非課税の世帯	136,800円	45,600円
市民税の所得割額が非課税の世帯	104,200円	34,680円
市民税の所得割額が年間で8,800円以下の世帯	79,900円	26,640円
市民税の所得割額が年間で102,100円以下の世帯	56,100円	18,720円
無認可幼児施設にお子さんを通わせている方、市民税所得額が年間で102,101円以上の方は、対象外となります		

支給時期 保護者負担軽減補助金 前期分(4月～9月分)：11月下旬(予定) 後期分(10月～3月分)：3月下旬(予定) 就園奨励費補助金 市から幼稚園に年額を振り込み(1月下旬予定)・幼稚園

から各保護者に支給されます。表は、1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の第1子の金額(第2子以降は異なります)です。子育て支援課(☎内線152)

学校選択制度実施懇談会を設置しました

教育委員会では、市立小・中学校において従来の通学区域はそのままとし、希望により、従来の通学区域以外の学校に通うことが可能になる学校選択制度の導入を検討しています。

「なぜ、自宅の近くに学校があるのに遠くの学校に入学しなければならないのか」、「幼稚園の友だちと一緒に学校に行かせたい」等、指定校の変更を望む声が多くなっています。教育委員会では、児童・生徒が学びたい・行きたい学校、保護者が学びたい・行かせたい学校を、希望者には選択できるような制度として確立すべきであると考えています。

この教育委員会の考えに基づき、学校選択制度の実施についての基本的方針、条件整備などについて意見を伺うため、学校選択制度実施懇談会を5月13日に設置しました。この懇談会は、学識経験者、学校関係者、保護者および市内関係団体代表の13人で構成し、教育長の諮問に応じ、学校選択制度実施についての検討を行っています。

学務課(☎内線262)